平成２６年（フ）第７７９３号
神奈川県相模原市緑区橋本５丁目13―３―203
債務者　北村　　寛
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３５１号
静岡市駿河区東新田３丁目27番25号
債務者　木下　直美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月22日午後３時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１５３５号
埼玉県朝霞市岡１丁目13番55号　エクセル・クリハラ103号
破産者　沼間　陽子
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７号
岐阜県高山市新宮町3788番地７　メゾン二村２Ｄ、住民票上の住所岐阜県高山市奥飛騨温泉郷神坂413番地１
破産者　中井　達也
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
埼玉県坂戸市中富町61番地２
破産者　河上　繁晴
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１５２号
埼玉県飯能市大字川寺190番地７、前住所千葉県柏市あけぼの２丁目８番14号
破産者　鎌田　孝次
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２３号
埼玉県坂戸市末広町12番地　３―310
破産者　前岡佐紀子
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７３号
静岡県焼津市すみれ台１丁目18―２棟106号、開始決定時住所静岡県焼津市栄町３丁目５番８号
破産者　福井　千勝
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６号
静岡県掛川市国安1294番地の59
破産者　佐々木紀行
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１９７１号
名古屋市守山区茶臼前12番10号、従前の住所名古屋市北区龍ノ口町１丁目22番地　第２水光ビル301号
破産者　西　　哲也
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２号
名古屋市昭和区台町１丁目６番地の４　サンアリーナ502号
破産者　清水　悦子
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２１号
名古屋市名東区藤森西町509番地　メゾン・ド・コンフォール105号
破産者　栄文社こと　栗原　俊二
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８４号
名古屋市北区中切町２丁目14番地、従前の住所岐阜県可児市今渡2437番地４
破産者　加藤　安法
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８５号
京都市東山区宮川筋６丁目377番地　若葉ハイツ２―Ｂ、前住所京都市東山区三条通神宮道東入３丁目東町227番地の１　イーストハイツ503号
破産者　スナックラウンジ七尾こと　山根如意る
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６９１号
兵庫県三木市大塚１丁目３番59号
破産者　板東　隆重
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９２号
兵庫県三木市大塚１丁目３番59号
破産者　板東　　忍
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４４号
神戸市北区北五葉５丁目２番47―204号、従前の住所兵庫県三木市別所町近藤186番地の23
破産者　藤岡　　琢
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部